

議案第八号

港区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区営住宅条例の一部を改正する条例

港区営住宅条例（平成六年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第八号口中「第十条第一項（）」を「第十条第一項又は第十条の二（これらの規定を）」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十号）の施行による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の一部改正に伴い、引用している法律の条項番号を変更するため、本案を提出いたします。